

# 平成29年度 さいたま市立鈴谷小学校いじめ防止基本方針

## I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立鈴谷小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

## II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢（凡事徹底・組織力）

- 1 「いじめは絶対に許されない」という認識をもちます。
- 2 いじめられている児童を最後まで守り抜きます。
- 3 学校が一丸となって組織的に対応します。
- 4 児童と児童、児童と教職員の間、共感的な人間関係を築きます。
- 5 いじめの早期発見・早期対応に努めます。
- 6 いじめの問題について、保護者・地域・関係機関と連携を深めます。

## III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## IV 組織

### 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行う。
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学校地域連携コーディネーター、研究主任、PTA会長、主任児童員、民生委員、自治会長、（スクールカウンセラー・さわやか相談員、スクールソーシャルワーカー）、警察関係者
- (3) 開催  
ア 定例会（各学期1回程度、うち2回は、SSN会議と兼ねて開催）  
イ 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）  
ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容  
ア 学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証  
イ 教職員の共通理解と意識啓発  
ウ 児童や保護者・地域に関する情報発信と意識啓発、意見聴取

- エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- カ 発見されたいじめ事案への対応
- キ 構成員の決定
- ク 重大事態への対応

## 2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：児童会長、児童副会長、児童会書記、各委員会委員長 12名
- (3) 開催：学期に1回程度
- (4) 内容
  - ア いじめ撲滅・未然防止に向けた話し合いを主体的に行う。
  - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
  - ウ 提言した取組を推進する。

## V いじめの未然防止

### 1 道徳教育の充実

- (1) 教育活動全体を通して
- (2) 道徳の時間を通して

### 2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、各学校や児童の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
  - ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
  - ・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
  - ・校長等による講話
  - ・いじめ防止指導事例集を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
  - ・学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

### 3 「人間関係プログラム」を通して

- (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して
- (2) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

### 4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

○授業の実施：5年生 5月 6年生 5月

### 5 メディアリテラシー教育を通して

「携帯・インターネット安全教室」 平成28年5月

### 6 ふれ合い体験活動を通して

- 幼児とのふれあい
- 動物とのふれあい

## VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

- 1 日頃の児童の観察
  - 早期発見のポイント
- 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施
  - (1) アンケートの実施
  - (2) アンケートの結果
  - (3) アンケートの結果の活用
- 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告
- 4 教育相談週間（日）の実施
  - (1) 年9回 教育相談日を設定する
- 5 保護者アンケートの実施
  - (1) アンケートの実施 11月 その他随時
- 6 地域からの情報収集
  - (1) 民生委員・主任児童員
  - (2) 防犯ボランティア
  - (3) 学校評議員

## VII いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
  - 構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、構成員の招集や情報の総合的な集約及び正確な記録を残し、校長を補佐する。
- 教務主任は、構成員の招集や、情報の集約に努め、時系列での記録を残す。
- 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。
  - いじめた児童に自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当は、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- 学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。
  - 担当する学年の情報共有を行う。
  - 校長（教頭）に報告する。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。
  - 児童の情報を全教職員に共通し理解を図るための体制を整備する。
  - 校内外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、日ごろから観察してきた児童の様子について、情報提供する。

○ さわやか相談員・スクールカウンセラー・

スクールソーシャルワーカーは、管理職や特別支援教育コーディネーター等と連携し、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童等へのカウンセリング等を行う。

○ 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、ただちに学校と連絡する。

○ 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報または、情報の提供を行う。

## Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

○ 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

○ 重大事態について

（ア）「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

（イ）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。

（ア）いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

（イ）校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

### ※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

## **Ⅸ 研修**

- 1 職員会議
- 2 校内研修
  - (1) わかる授業を進めること
  - (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
  - (3) 情報モラル研修

## **Ⅹ PDCAサイクル**

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
  - (1) 「取組評価アンケート」の実施時期 11月
  - (2) いじめ対策委員会の開催時期 ①6月 ②2月
  - (3) 校内研修会等の開催時期 8月